

平成21年度 行政監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査(行政監査)
 2 監査のテーマ 普通財産(土地:宅地)の管理状況について
 3 監査対象 環境部生活環境課
 4 監査実施期間 平成22年1月28日
 5 監査結果報告 平成22年3月31日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

【生活環境課】

<p>共通(1)貸付契約について 普通財産の貸付に係る事務については、貸付契約の締結がなされていないものや、貸付期間が経過しているにも拘らず契約の更新がなされていないものなど、全庁的に財産管理に対するチェック機能が十分に働いていない状況が見受けられた。また、四日市市公有財産規則では、特定の場合を除き、普通財産の貸付にあたっては、借受人に相当の担保を提供させるか、又は確実な保証人を立てさせることとしているが、担保の提供や保証人を立てていない契約が見受けられた。契約更新時においては、関係法令を含め、再度契約内容の検証を行うなど、慣例的な処理とならないよう細心の注意を払うよう強く要望する。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】平成22年4月1日 貸付物件につきましては、貸付契約の締結を行っております。貸付期間についても経過しておりません。 借受人は、自治会であることから四日市市公有財産規則第16条(2)に該当するので、担保又は保証人は免除としております。</p>
--	--

平成21年度 行政監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査(行政監査)
 2 監査のテーマ 普通財産(土地:宅地)の管理状況について
 3 監査対象 環境部生活環境課
 4 監査実施期間 平成22年1月28日
 5 監査結果報告 平成22年3月31日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

【生活環境課】

<p>共通(1)貸付料の算定について 貸付料の算定については、四日市市公有財産規則に定められているが、評価額に100分の4を乗じて算定した額で貸し付けているものと、実例価格を基準として定めた額で貸し付けているものが見受けられるなど、所管部局によって異なった運用がなされていた。公平性の観点から、統一した運用基準の作成を検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年 4月 1日 課として、公平性の観点を持ち運用をしています。 使用目的が、集会所の用途に供する場合については、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条(1)に該当するものとして無償貸付を行っております。</p>
<p>共通(2)無償貸付について 未利用地や赤道などを自治会活動の駐車場等に利用するため、無償で貸し付けているものがあるが、安易な無償貸付は他の自治会との公平性を欠くことになるので、慎重に検討すること。【検討事項】</p>	<p>【検討中】 平成22年 9月30日 今後も貸付にあたっては、公平性を欠かないよう慎重に検討してまいります。</p>
<p>共通(3)境界確定について 一部の土地で、境界が明確になっていないもの(境界標柱がないもの、又は一部はあるが、地籍測量図や過去の立会記録などが確認できなかったもの、公図と現地が不整合なもの)が見受けられた。境界の確定には、多大な労力と経費、時間を必要とするが、将来における近隣住民との境界紛争を未然に防止するため、今後計画的な実施に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【検討中】 平成22年 9月30日 境界が明確になっていないものについては、今後境界確定に向けて、計画的な実施を検討してまいります。</p>
<p>イ 現場の見廻りは不法占用や不法投棄などを早期に発見できるだけでなく、牽制効果も期待できるので、計画的、効率的に見廻り、現場の状況把握と維持管理に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【検討中】 平成22年 9月30日 現場の維持管理について、不法投棄パトロール時に見廻りを行うなど、効率的な見廻り方法を検討し、適正な維持管理に努めるよう検討してまいります。</p>

<p>(1)旧富洲原洗眼所敷地について、境界が明確になっていなかった。(境界標柱がないもの、又は一部はあるが、地籍測量図や過去の立会記録などが確認できなかったもの、公図と現地が不整合なもの) 境界の確定には、多大な労力と経費、時間を必要とするが、計画的な実施に努めること。 【努力要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成22年 9月30日 土地の境界確定が必要になった場合は、隣接する土地を所管している管財課と協力をを行い、検討してまいります。</p>
---	---